平成２４年（フ）第２４号
千葉県柏市西原６丁目２番３号　水落利子方、住民票の住所山形県酒田市錦町２丁目78番地の17
債務者　水落　犀子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３１０号
群馬県藤岡市坂原697番地３
債務者　小林　　弘
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８１号
群馬県高崎市八千代町１－６－５　吉田ビル１階101号室、住民票上の住所群馬県高崎市下之城町443番地６
債務者　一場　敏男
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０１号
群馬県藤岡市藤岡1966番地３
債務者　青柳　理絵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５６号
千葉県山武郡横芝光町栗山2876番地　四五会21号
債務者　増田　志佐
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
千葉県東金市関下363番地14
債務者　宇井　京子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２号
新潟市西蒲区岩室温泉325番地３
債務者　眞保　敏雄
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３号
新潟市西蒲区岩室温泉325番地３
債務者　眞保かおる
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５５号
堺市堺区新在家町東２丁１番24号、住民票上の住所堺市堺区新在家町西４丁５番４号
債務者　衣笠由紀子（旧姓東野）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
堺市南区茶山台２丁１番15―309号
債務者　戸江千佳希
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
堺市南区高倉台２丁24番７号　谷口ハイツ202号
債務者　中村　泰子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
大阪府柏原市法善寺１丁目14番３―301号　ロイヤルパレス法善寺
債務者　泉谷　幹子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３９１号
堺市中区福田461番地８
債務者　辻　　謙一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
大阪府柏原市法善寺４丁目409番10号、住民票上の住所大阪府柏原市法善寺４丁目10番43号
債務者　塩谷　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
堺市堺区一条通15―６　ビレッジ堺東202、住民票上の住所大阪市住吉区上住吉１丁目10番２号
債務者　河合　真吾
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
福岡県京都郡みやこ町犀川古川313番地２
債務者　西川　和子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
神奈川県伊勢原市田中1173番地の１　コーポ高村102号
債務者　伊藤　京子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部